

○名寄地区衛生施設事務組合議会傍聴規則

(平成29年9月1日議会規則第2号)

改正 令和2年12月4日議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者は、報道関係者傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、6人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴人受付簿に記入した者でも入場させないことがある。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（議長が許可した者を除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は垂れ幕、横断幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

（7）携帯電話、スマートフォン等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。

（8）前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、動画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則（平成29年9月1日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月4日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。